令和８年度杉並区職員再採用（カムバック採用）選考案内

令和８年 11 月 19 日
杉　　並　　区

杉並区職員再採用（カムバック採用）選考は、育児・介護・転職等で杉並区を退職した有為な人材を再採用し、その知見を区政に還元することを目的とした採用選考です。

１　採用職種、主な勤務場所、職務内容

募集職種	主な勤務場所及び職務内容
事務（一般事務・ＩＣＴ）、社会教育、福祉（福祉・保育士・児童指導）、心理、土木造園（土木技術・造園技術）、建築、機械、電気、衛生監視（保健衛生監視・食品衛生監視）、栄養士、保健師、看護師、清掃（清掃車運転・清掃作業）	本庁舎各課及び区内各施設 職種等に応じた職務に従事

※退職時の職種と同一の職種で採用します。
※「技能Ⅴ（自動車運転Ⅱ）」、「技能Ⅵ（作業Ⅲ）」として募集していた職は、それぞれ職種名が「清掃（清掃車運転）」、「清掃（清掃作業）」に変更となりました。
※欠員状況等により、選考を実施しない場合があります。

２　採用予定数、予定日

採用予定数	採用予定日
各職種　若干名	随時。ただし、原則各月１日とする。

３　職務の級

退職時の職務の級と同等以下の級で採用します。

４　受験資格

次の⑴～⑹の要件のすべてに該当する方が受験できます。

⑴　平成 30 年４月１日以降に杉並区を退職した方
⑵　杉並区の職員として１年以上在職していた方※
⑶　選考受験日の属する年度の末日において 62 歳未満（５級職以上の職の場合は 60 歳未満）の方
⑷　日本国籍を有している方（一部職種の選考を除く）
⑸　採用される職が資格又は免許を必要とする場合は、該当する資格又は免許を有する者
⑹　地方公務員法第 16 条の各号のいずれにも該当しない方（以下＜参考＞を参照）

※在職期間の計算について
①除算する期間
・特別職、会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付職員であった期間
・停職期間
・人事交流者については、他の特別区及び特別区の組織する一部事務組合における職員期間
②通算する期間
・公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）に基づ

き特定法人等に退職派遣された者及び国等に退職派遣された者が、当該条例等により引き続き特別区に再採用された場合、派遣先に在職していた期間

＜参考＞地方公務員法第 16 条各号は次のとおりです。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

５　選考方法

選考内容		選考実施時期
第一次選考	書類選考（在職時の人事評価等を含む）	随時
第二次選考	面接（実施方法、場所については別途お知らせします）	

６　合格発表

合格発表は選考終了の都度、お知らせいたします。

なお、応募から採用までは概ね３か月程度を見込んでください。

※上記は参考期間です。実際の時期は前後する場合があります。

７　申込方法

受付期間	随時受付
申込方法	下記ＵＲＬ・二次元コードから申し込みフォームにアクセスし、必要事項を正しく入力して送信してください。
ＵＲＬ	採用選考申込みページ （杉並区電子申請サービス　ＬｏＧｏフォーム） https://logoform.jp/form/Y4gR/1830101

※申し込みは同一年度に１回までとします。

※申し込み完了後、登録したメールアドレスに申し込み完了をお知らせするメールが配信されます。このメールが届かない場合はお問い合わせください。

※個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

８　勤務条件等（令和８年４月１日現在）

（１）給与等

給料月額は、かつて杉並区職員であった際の職務の級及び号給を基本に、退職後の経歴等を考慮して決定します。また、このほかに、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などの手当制度があります。

（２）勤務時間等

原則として勤務日は月曜日～金曜日、勤務時間は午前８時30分から午後５時15分まで、休憩時間を除き７時間45分勤務、１週間当たり38時間45分です。ただし、勤務場所により変則勤務となる場合があります。

（３）年次有給休暇等

年次有給休暇は年間 20 日付与されます。（採用月により付与日数が異なります。）その他に、慶弔休暇（結婚休暇等）、夏季休暇、妊娠出産休暇等の休暇制度や育児休業制度があります。

（４）昇任

昇任選考又は昇任能力実証の受験資格における在職期間の計算に当たっては、原則、かつて杉並区職員であった在職年数の全期間を通算します（停職期間等は加算されません）。ただし、採用初年度及び条件付採用期間中は昇任選考又は昇任能力実証を受験することができません。

（５）その他

勤務場所は、敷地内禁煙です。

９　その他

① 福祉（保育士）の採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６６号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

② 一部の職種については対象業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。なお、採用に至る過程で、特定性犯罪の前科について虚偽の申告をした場合は、内定の取消事由に該当します。

③ 杉並区は求職者等へのセクシュアル・ハラスメント防止に関するルールを定めています。また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は、当区ホームページ（https://www.city.suginami.tokyo.jp/s010/29279.html）をご覧ください。

10　問合せ先

杉並区総務部人事課人事係
〒166-8570
東京都杉並区阿佐谷南１－１５－１
TEL　０３－５３０７－０７２１（直通）
杉並区公式ホームページ　https://www.city.suginami.tokyo.jp/